

登記識別情報に関するお知らせ

登記識別情報は、登記名義人となる申請人に、登記所から通知される情報であり、次回の登記申請の際に使用する重要なものですので、大切に保管してください。

登記識別情報とは登記申請のオンライン化に伴い、従来の権利証に代わって登記が完了すると法務局より発行されるようになったものです。

法務局から発行される登記識別情報通知書は、アラビア数字その他の符号の組合せからなる12桁の符号で、不動産及び登記名義人となった申請人ごとに定められ、登記名義人となった申請人のみに通知されます(土地1筆を夫婦が共有名義で取得し所有権移転の登記をした場合は、合計2個の登記識別情報が通知されます。)

次の登記(売買や相続に伴う所有権移転登記や抵当権設定登記など)をするときにこの12文字の情報が必要になります。登記識別情報通知書を紛失又は処分しても、記載されている12文字の情報さえわかれば不動産登記が可能なため、交付時は第三者が見ることができないように目隠しシールが貼られています。

次の登記までは使用することはまずありませんので、通知書を封筒等に入れ厳重に保管してください。

盗難や第三者に12文字の情報を盗み見られた等により、登記識別情報が不正な登記申請に用いられることがないようにするため、登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、不動産を管轄する登記所の登記官に対し、登記識別情報についての失効の申出をすることができます。

なお、執行の申出をした場合や、紛失してしまった場合においても再発行はできません。

また、番号の変更もできません。

詳しい手続きについては、管轄の登記所にご相談願います。